

公 表 第 7 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会委員長及び久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年3月31日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成25年度

部局名：教育部

指摘事項等			措置状況
指摘事項	事務監査	広報事務 久留米市ホームページにおいて、廃止となった学校が掲載されるなど、正確な情報発信となっていないものがある。	学校名を訂正したり、リンク先を更新したりするなど、ホームページに掲載された情報を更新しました。
指摘事項	財務監査	市税外収入事務 災害共済金の請求額を修正する手続において、決裁文書での適正な処理手続がとられていないものがある。	決裁後に内容を訂正したものについて、新たに訂正の根拠となる資料を添付の上、改めて決裁処理を行いました。
指摘事項	財務監査	臨時職員等賃金支給事務 学校に勤務するパート職員について、出勤簿に出勤印が押印されていないにもかかわらず、出勤確認の学校長印が押印された出勤状況の報告がなされ、そのまま賃金の支払担当課で処理、保管されているものがある。	出勤状況を確認した上で、実態と出勤簿が適合するように訂正しました。また、この指摘を踏まえ、出勤簿の確認を複数の職員で行い、押印を確認した上で賃金計算をするよう、処理を見直しました。
指摘事項	財務監査	契約事務 修繕を行う際に、実施伺による意思決定の決裁手続がとられないまま、見積書の徴収などの契約手続が行われているものがある。	修繕を行う際は、実施伺を起案し、契約事務を行うように徹底しました。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成25年度

部局名：田主丸総合支所

指摘事項等			措置状況
指摘事項	財務監査	補助金等 交付事務	<p>スポーツの指導者養成に係る助成金については、交付要綱に基づき、講習会の受講後、速やかに実績報告を提出することとされているが、受講後6か月以上が経過したにもかかわらず、実績報告がなされていないため、補助金額が確定されていないものがある。</p> <p>補助対象者に対し速やかに実績報告の提出を促し、平成25年11月1日に報告書の提出を受け、補助金額を確定しました。 また、申請時から補助対象者に十分な説明を行うことを徹底しました。</p>
指摘事項	財務監査	財産管理 事務	<p>行政財産使用許可の更新について、専決権者である部長の決裁がないまま、使用許可がなされているものがある。</p> <p>すみやかに専決権者の決裁を受けました。 また、事務処理に不備が無いよう課内で周知徹底しました。</p>

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成25年度

部局名：城島総合支所

指摘事項等			措置状況
指摘事項	財務監査	旅費支給事務 外部団体主催の研修に随行した職員への旅費支給手続が漏れているものがある。	旅費支給手続きは、指摘後直ちに行いました。
指摘事項	財務監査	契約事務 専決権者である課長の決裁がないまま、パソコン講座に係る業務委託契約が行われているものがある。	業務委託契約伺いの課長決裁は、指摘後直ちに行いました。
指摘事項	財務監査	補助金交付事務 申請者に交付すべき補助金等交付決定通知書が交付されていないものがある。	補助金等交付決定通知書は、指摘後直ちに交付しました。
指摘事項	財務監査	補助金交付事務 補助金交付に係る事務手続において、補助金制度に係る不十分な理解により、補助金交付団体に対する誤った指導助言を行ったために、正当な事業報告による補助金額の確定手続が適正に行われていないものがある。	補助金交付事務の誤りを防止するために、指摘後、必要な事務処理を行うとともに、研修を行いました。今後は組織のチェック体制を強化し、統一的な基準に基づき、適正な事務処理に努めます。